

議案第123号

市民いこいの家条例の一部改正について

市民いこいの家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月30日提出

上越市長 中 川 幹 太

市民いこいの家条例の一部を改正する条例

市民いこいの家条例（平成6年上越市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表(1)の表中「(1) 和室及び多目的室の利用料金」を削り、別表(2)の表を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。